



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *25 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 2
- *26 県の庁舎等取締りに関する規則の一部を改正する規則 (管財課)..... 3
- *27 和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)..... 3
- *28 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 4
- *29 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (長寿社会課)..... 7
- *30 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 7
- *31 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (")..... 8

○ 人事委員会規則

- *21 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 9

○ 教育委員会規則

- *6 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 9
- *7 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 10
- *8 和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 11

○ 告示

- 343 口頭により開示請求をすることができる個人情報 (総務課)..... 11
- 344 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 11
- 345 生活保護法による指定施術機関の廃止 (")..... 11
- 346 生活保護法による指定医療機関の休止 (")..... 12
- 347 生活保護法による医療機関の指定 (")..... 12
- 348 生活保護法による施術機関の指定 (")..... 12
- 349 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)..... 13
- 350 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (")..... 13
- 351 平成25年和歌山県告示第323号 (保健所使用料の決定) の一部改正 (医務課)..... 13
- 352 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 14
- 353 " (")..... 15
- 354 " (")..... 15
- 355 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 (")..... 16
- 356 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 17
- 357 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課)..... 17
- 358 " (")..... 17
- 359 " (")..... 18
- 360 道路の区域変更 (道路保全課)..... 18
- 361 " (")..... 18
- 362 " (")..... 19
- 363 道路の供用開始 (")..... 19

364 〃 (〃)..... 19

365 道路の区域変更 (〃)..... 20

366 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 20

367 〃 (〃)..... 21

368 〃 (〃)..... 22

369 平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正 (会計課)..... 22

370 平成30年和歌山県告示第122号(会計管理者の権限に属する事務の一部の委任等)の一部改正 (〃)..... 22

○ 訓令

*7 和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (商工労働観光総務課)..... 23

*8 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)..... 23

*9 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 24

*10 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)..... 24

○ 諸報

県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社)..... 24

規 則

和歌山県規則第25号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則(昭和39年和歌山県規則第99号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を削り、同表8の項を同表7の項とし、同表9の項から13の項までを1項ずつ繰り上げ、同表14の項を同表13の項とし、同項の次に次のように加える。

14	医務課公立大学法人室	工事現場の検査及び監督の業務に従事する職員	作業服(夏)	1	24	
			作業靴(冬)	1	24	
			ゴム長靴	1	24	

別表第1の19の項を次のように改める。

19	高等看護学院 なぎ看護学校	学生の実習指導等の業務に従事する職員	看護衣	1	12	看護衣及び白衣を最初に支給する場合には、基準数量欄中「1」を「2」と読み替えるものとする。
			白靴下	3	12	
			白靴	1	12	
			白衣	1	24	
		学生の実習指導等の業務のうち専ら訪問看護・福祉施設実習指導に従事する職員	作業服	1	24	

別表第1の21の項を次のように改める。

21	商工観光労働総務課	計量器の定期検査、立入検査等の業務に従事する職員	作業服(夏)	1	24	
			作業靴(冬)	1	24	
			安全靴	1	36	
			ゴム長靴	1	36	

別表第1の55の項を同表56の項とし、同表41の項から54の項までを1項ずつ繰り下げ、同表40の項の次に次のように加える。

41	用地対策課	国土調査事業の検査業務に従事する職員	作業服 作業靴	1 1	24 24	
----	-------	--------------------	------------	--------	----------	--

別表第2の7の項を削り、同表8の項を同表7の項とし、同表9の項から15の項までを1項ずつ繰り上げ、同表16の項を同表15の項とし、同項の次に次のように加える。

16	医務課公立大学法人室	工事現場の検査及び監督の業務に従事する職員	防寒服 ヘルメット 雨合羽			
----	------------	-----------------------	---------------------	--	--	--

別表第2の52の項を同表54の項とし、同表36の項から51の項までを2項ずつ繰り下げ、同表35の項を同表36の項とし、同項の次に次のように加える。

37	用地対策課	国土調査事業の検査業務に従事する職員	防寒服			
----	-------	--------------------	-----	--	--	--

別表第2の34の項を同表35の項とし、同表20の項から33の項までを1項ずつ繰り下げ、同表19の項の次に次のように加える。

20	商工観光労働総務課	計量器の定期検査、立入検査等の業務に従事する職員	雨合羽			
----	-----------	--------------------------	-----	--	--	--

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第26号

県の庁舎等取締りに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

県の庁舎等取締りに関する規則の一部を改正する規則

県の庁舎等取締りに関する規則（昭和32年和歌山県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公務の適正な執行」を「県の事務の適正な執行」に改める。

第4条第1項第2号中「商業的行為」の次に「（次に掲げるものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ア 県の事務の執行に関する物品の販売その他これに類する商業的行為

イ 職員の福利厚生に資する物品の販売その他これに類する商業的行為であって、一般財団法人和歌山県職員互助会又は地方職員共済組合和歌山県支部の業務に関するもの

ウ 職員の福利厚生に資する物品の販売その他これに類する商業的行為であって、県の事務の運営に支障がないことが明らかなもの

第5条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 職員に面会又は物品の購入を強要すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第27号

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県社会福祉審議会規則（平成12年和歌山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表文化財部会の項中「第8条第7項」を「第8条第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第28号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和62年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第10条中「都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター」を「法第26条第1項第2号の市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（以下「児童家庭支援センター等」という。）」に、「当該児童家庭支援センター」を「当該児童家庭支援センター等」に改める。

第11条第1項及び第12条中「都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター等」に改める。

第14条第1項中「第27条第1項第3号又は第2項の規定により、児童を小規模住居型児童養育事業を行う者に委託し、児童を児童福祉施設に入所させ、又は児童につき指定医療機関に治療等の委託をする措置を採ろう」を「第27条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定による措置を採ろうとし、又は同条第2項の規定による委託をしよう」に、「委託をしようとする小規模住居型児童養育事業を行う者、入所させようとする児童福祉施設又は治療等の委託をしようとする指定医療機関及び委託されている間又は在所中の費用に関する」を「次に掲げる」に改め、「ついて、」の次に「当該措置若しくは委託に係る」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該措置に係る児童を委託する者若しくは入所させる施設又は当該委託に係る児童の治療等を行わせる指定発達支援医療機関
- (2) 当該措置に係る児童を委託し、若しくは入所させ、又は当該委託に係る児童の治療等を行わせる期間及びその期間において要する費用

第14条第2項中「前項の」の次に「措置を採り、又は委託を行う」を加える。

第15条を次のように改める。

第15条 第12条（第13条において準用する場合を含む。）の意見は、別記第14号様式によらなければならない。

第17条中「都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター等」に改める。

第18条中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、「（規則第1条の33第2項各号に掲げる者が、規則第36条の47の規定に基づき規則第36条の41第1項の規定に準じて行うものを含む。）」を削り、同条に後段として次のように加える。

親族里親（法第6条の4第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）となることを希望する者の登録の申請も、同様とする。

第18条の2を次のように改める。

（里親の登録事項の変更の届出）

第18条の2 規則第36条の43第1項の規定による届出は、里親状況等届（別記第18号様式）によらなければならない。親族里親が同項各号（規則第1条の35第2号及び第3号に係る部分を除く。）のいずれかに該当することとなった場合における当該各号に定める者の届出も、同様とする。

2 規則第36条の43第2項の規定による届出は、里親登録事項変更届（別記第18号様式の2）によらなければならない。親族里親が規則第36条の40第1項第2号、第3号又は第7号に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合における届出も、同様とする。

第18条の3中「（規則第1条の33第2項各号に掲げる者が、規則第36条の47の規定に基づき規則第36条の44第1項第1号の規定に準じて行うものを含む。）」を削り、同条に後段として次のように加える。

親族里親からの登録の消除の届出も、同様とする。

別記第11号様式の3中「平成」を削る。

別記第14号様式及び別記第16号様式中「児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター等」に改める。

別記第17号様式中 「 第36条の41第1項
児童福祉法施行規則第36条の41第2項 の規定により、 を削る。
第36条の47 」

別記第18号様式中 「 第36条の43第1項
児童福祉法施行規則第36条の43第2項 の規定により を「里親の」に改め、同
第36条の47 」

様式を別記第18号様式の2とし、別記第17号様式の次に次の1様式を加える。

別記第18号様式 (第18条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

里親との関係

里親状況等届

下記事由に該当することとなったので、届け出ます。

記

里 親 の 氏 名	
里 親 の 住 所	
届 出 理 由	児童福祉法施行規則第36条の43第1項第 号に掲げる場合に該当することとなったため。
届出理由が生じた 年 月 日	年 月 日

別記第19号様式中

「児童福祉法施行規則第36条の44第1項第1号 の規定により里親の登録の削除
第36条の47 を

「里親の登録の消除をしたいので、」に改める。

別記第19号様式の2中「児童福祉法施行規則第36条の46第1項の規定により、」を削る。

別記第22号様式の3中「児童自立生活援助事業等事業開始届」を「児童自立生活援助事業等開始届」に改める。

別記第22号様式の4中「児童自立生活援助事業等事業変更届」を「児童自立生活援助事業等変更届」に改める。

別記第22号様式の5中「児童自立生活援助事業等事業廃止（休止）届」を「児童自立生活援助事業等廃止（休止）届」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の児童福祉法施行細則第10条の規定の適用については、同条中「第5条第18項」とあるのは「第5条第16項」と読み替えるものとする。

3 この規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第29号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成5年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第16条及び別記第25号様式中「第29条第11項」を「第29条第13項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第30号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「第3条」を「第5条第3項」に改める。

第9条の2中「当該課の」を「その」に改める。

第11条第1項中「受入れ及び」を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 県税事務所の出納員

第11条中第4項を第5項とし、同条第3項中「当該かいの」を「その」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 県税事務所の出納員は、委任事務のほか、その所掌事務に伴う歳入歳出外現金の受入れ（県税に係る

ものに限る。）及び払渡し（支払を除く。）に関する事務をつかさどる。

別表第2の10の項中「地域振興部の主幹（会計担当）」を「各部の副部長」に改め、同表12の項を次のように改める。

12 東京事務所の出納員	<p>(1) 東京事務所の所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。</p> <p>(2) 東京事務所の所掌事務に伴う戻出に関すること。</p> <p>(3) 東京事務所の所掌事務に伴う支出負担行為の確認及び支出（戻入を含む。）に関すること。</p> <p>(4) 東京事務所の所掌事務に伴う歳入歳出外現金の払渡しに関すること。</p> <p>(5) 東京事務所の所掌事務に伴う歳出の支出若しくは歳入の戻出の命令又は歳入歳出外現金の払渡しの命令を受け小切手を振り出し、又は公金振替書を指定金融機関に交付すること。</p> <p>(6) 東京事務所の所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。</p> <p>(7) 東京事務所において取り扱う物品を出納し、及び保管すること。</p>
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第31号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第21条の見出し中「通知」の次に「及び納期限」を加え、同条第2項中「納期の一定した歳入については、納期限の15日前までに、その他随時の歳入については、これを発する日」を「その歳入を調定した日」に、「県税収入について」を「法令若しくはその実施に関する規程又は知事が納入義務者と締結した契約において別段の定めがある場合」に改める。

第28条中「並びに第31条第1項及び第2項」を「及び第31条第1項」に改める。

第30条中「令第158条第1項の規定により」及び「、及び令第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務を委託しようとするとき」を削る。

第31条第1項中「令第158条第1項の規定により」及び「、次項及び第3項に定める場合を除き」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事が税外収入収納受託者と締結した当該委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第31条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第62条第4号中「第50条第6号の3、第7号及び第7号の3」を「第50条第6号の2、第7号及び第7号の3」に改める。

第70条第3項中「第165条第1項ただし書」を「第165条第1項後段」に改める。

第78条を次のように改める。

（戻入の手続）

第78条 支出決定権者は、次の各号に掲げる戻入の手続については、当該各号に定める収入の手続の例により行うものとする。

- (1) 資金前渡をした場合の精算残金の当該支出した経費への戻入の手続 前渡資金精算票による収入の手続

- (2) 概算払をした場合の精算残金の当該支出した経費への戻入の手続 概算払精算票による収入の手続
- (3) 前金払をした場合の精算残金の当該支出した経費への戻入の手続 前金払確認票による収入の手続
- (4) 私人に支出の事務を委託した場合の当該委託に係る精算残金の当該支出した経費への戻入の手続
戻入票による収入の手続
- (5) 支出の誤払い又は過渡しとなった金額を返納させた場合の当該金額の当該支出した経費への戻入の手続
戻入票による収入の手続

第79条中「戻入の決定をした場合」を「戻入の手続を行う場合」に改める。

第86条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 政府の保証のある債権 額面金額

第128条第2項中「本庁において」を「本庁の各課長若しくは各種委員会等の事務局長は、前項の規定により」に改める。

第132条第1項中「要しないもの」の次に「及び公有財産管理・ファシリティマネジメントシステム（県の公有財産の管理のためその取得、修繕、処分その他の管理に必要な情報を記録するシステムをいう。）に記録されているもの」を加える。

別表第2の7の部中「第17条第3項ただし書」を「第17条の2第1項ただし書」に改める。

別表第4備考に次のように加える。

- 6 旅費のうち旅費システムを使用するものについては、その出力する所属別科目別内訳表の添付をもってこの表に定める旅費に係る添付書類に代えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成30年5月31日までの間における、同規則による改正後の第78条第1号から第3号までに掲げる戻入の手続のうち、平成29年度の歳出に係るものについては、なお従前の例による。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第21号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第2号に該当する団体の項中

「学校法人青葉学園」を「学校法人青葉学園
地方公共団体金融機構」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第6号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成30年3月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第24号を第25号とし、第19号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 教育委員会の所管する情報システムの運用、管理及び企画調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第16条及び第16条の2を削り、第17条を第16条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第21条第1項中「置くことができる」を「必要に応じて置く」に改め、同条を第20条とする。

第22条中「別に定める」を「和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号）の定めるところによる」に改め、同条を第21条とし、第23条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「第24条関係」を「第23条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成30年3月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名中「和歌山県教育委員会事務局」を「和歌山県教育庁」に改める。

第1条中「教育委員会の事務局」を「和歌山県教育庁（以下「教育庁」という。）」に改める。

第2条の見出し及び同条第1項中「事務局」を「教育庁」に改め、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中第15号を第19号とし、第14号を第18号とし、第13号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 主任教育相談主事

第2条第2項中第12号を第15号とし、第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第7号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 総括教育相談主事

第2条第2項中第6号を第8号とし、第1号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 監察査察監

(2) 教育企画監

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（教育庁及び学校以外の教育機関の職）」を付し、同条中「事務局」を「教育庁」に改める。

第5条に見出しとして「（事務職員、技術職員及び研究職員の職）」を付し、同条中「第10号まで」の次に「（第5号を除く。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 第3条第1項第11号、第17号及び第20号並びに第2項第9号に掲げる職は、研究職員をもって充てる。

3 第3条第1項第5号に掲げる職は、事務職員、技術職員又は研究職員をもって充てる。

第6条を削る。

第7条第1項中「事務局」を「教育庁」に改め、同条を第6条とする。

別表第2中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則を次のように改正する。

第4条第2項中「教育企画監」を「教育総務局長」に改める。

第8条中「教育委員会事務局」を「和歌山県教育庁」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第343号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の名称	開示する内容		
登録販売者試験	項目別得点及び総合得点	合格発表の日から1週間	薬務課及び県立保健所（支所を含む。）

和歌山県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋薬新 22-26	市協調剤薬局	橋本市市脇一丁目65	平成 29. 10. 5
御医新 3-26	紀伊クリニック	御坊市湯川町小松原615-1	平成 30. 1. 31

和歌山県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
日柔新 2-27	坂本充生	さかもと接骨院（柔道整復） 日高郡日高川町和佐2220-2	平成 29. 10. 31

和歌山県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
新医新 4-26	中瀬古整形外科医院	新宮市大橋通四丁目1-9	平成 30. 1. 1

和歌山県告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御医新 33-29	医療法人kinoe紀伊クリニック	御坊市湯川町小松原615-1	平成 30. 2. 1

和歌山県告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日

日柔新 5-29	坂本充生	日高郡日高町小池521-10 ガーデンハウスB-2 (柔道整復)	平成 29. 11. 1
田柔新 7-29	高野順次	だいち整骨院 (柔道整復) 田辺市末広町5-44	平成 30. 2. 7
海南柔新 3-29	石本純一	いしもと鍼灸整骨院 (柔道整復) 海南市船尾376-11	平成 30. 2. 13
海南は新 7-29	石本純一	いしもと鍼灸整骨院 (はり・きゅう) 海南市船尾376-11	平成 30. 2. 13
紀は新 9-29	嶋稔彦	とし治療院 (はり・きゅう) 紀の川市貴志川町上野山1	平成 30. 2. 21

和歌山県告示第349号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関 の所在地	指 定 年月日	診断する身体障害の種類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は う ご う 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓	
直川裕樹	整形外科	貴志川リハビリテーション病院	紀の川市 貴志川町 丸栖1423 -3	平成 30. 3. 13							○							
中嶋宏児	耳鼻咽喉科	国保日高総合病院	御坊市菌 116-2	平成 30. 3. 13		○	○	○	○									

和歌山県告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011000 324	ふれあい工房	橋本市東家六丁目3 47-5	就労移行支援	特定非営利活動 法人地域サポー トセンター	橋本市東家六丁目3 47-5	平成 30. 3. 31

和歌山県告示第351号

平成25年和歌山県告示第323号 (保健所使用料の決定) の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

保健所使用料の表1の部 (7) の項及び同部 (8) の項を削り、同部 (9) の項を同部 (7) の項とし、同部 (10) の項から (27) の項までを2項ずつ繰り上げ、同部 (28) の項中「 (26) 」を「 (25) 」に、「9

20円」を「890円」に改め、同項を同部（26）の項とし、同部（29）の項を同部（27）の項とし、同部（30）の項を同部（28）の項とし、同部（31）の項中「200円」を「240円」に改め、同項を同部（29）の項とし、同表6の部（1）の項中「960円」を「940円」に改め、同部（3）の項中「910円」を「880円」に改め、同部（4）の項中「910円」を「880円」に改め、同部（5）の項中「3,600円」を「3,490円」に改める。

和歌山県告示第352号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源和歌山インター店
和歌山県和歌山市田屋138番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社松源 代表取締役 兼田守
和歌山県和歌山市田屋138番地

（変更後）株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）縦覧図書のとおり
（変更後）縦覧図書のとおり

4 変更年月日

平成30年2月21日

5 変更した理由

代表者の変更のため

6 届出年月日

平成30年3月13日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年3月30日から同年7月30日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第353号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーデリシャスヒロ高松店
和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) スーパーエバグリーン高松店
和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外
(変更後) スーパーデリシャスヒロ高松店
和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外
- 4 変更年月日
平成30年3月12日
- 5 変更した理由
正式名称の決定のため
- 6 届出年月日
平成30年3月13日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年3月30日から同年7月30日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第354号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出するこ

と。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エバグリーン塩屋店
和歌山県和歌山市塩屋五丁目67番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）2箇所（敷地南側及び敷地西側）
（変更後）4箇所（敷地南側及び敷地西側並びに隔地東側及び隔地南側）
- 4 変更年月日
平成30年3月15日
- 5 変更する理由
東側隔地と接続し、車の往来が可能となる出入口を増設するため
- 6 届出年月日
平成30年3月13日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年3月30日から同年7月30日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第355号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ南紀店
和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成29年和歌山県告示第1407号
- 3 意見の概要
騒音・振動防止対策及び周辺環境への配慮についてご留意願います。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）
新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年3月30日から同年5月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第356号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年 月 日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
6031			平成 30. 3. 9	西牟婁郡すさみ町周参 見5370-18	福山林業 福山武夫	木材	西牟婁郡すさみ町周参 見5370-18

和歌山県告示第357号

平成30年和歌山県告示第188号（以下「告示第188号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
柚瀬真一
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第188号のとおり

和歌山県告示第358号

平成30年和歌山県告示第189号（以下「告示第189号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
榎本平雄
岡本開
岡本正吉
五味章
三露壽真子
山形三九兄
山崎恵子
松本鉄郎
清水出
箕嶋幸代
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施

業要件

告示第189号のとおり

和歌山県告示第359号

平成30年和歌山県告示第190号（以下「告示第190号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

清水出

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第190号のとおり

和歌山県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字細川字辻ノ下 30番1地先から同町大字細川字 西ノ迫69番地先まで	旧	15.06 } 31.85	458.47	
同上	新	19.54 } 56.76	400.00	

和歌山県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考

		メートル	メートル	
伊都郡かつらぎ町大字花園北寺字フムジ324番1地先から同町大字花園北寺字水ノ本392番2地先まで	旧	6.66 } 17.57	380.15	
同上	新	8.82 } 61.25	360.00	

和歌山県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西脇梅原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市西庄字前田444番5地先から同市西庄字平ノ口151番1地先まで	旧	5.93 } 5.96	139.00	
同上	新	5.93 } 9.26	139.00	

和歌山県告示第363号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 西脇梅原線

供用開始の区間 和歌山市西庄字前田444番5地先から同市西庄字平ノ口151番1地先まで

供用開始の期日 平成30年3月30日

和歌山県告示第364号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

道路の種類 県道

路線名 紀伊停車場田井ノ瀬線

供用開始の区間 和歌山市田屋字垣鼻441番3地先から同市小豆島字椰ノ坪125番3地先まで

供用開始の期日 平成30年3月30日 午後5時

和歌山県告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 あげぼの広角線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市新宮字清水元5130番12地先から同市新宮字広角2460番8地先まで	旧	3.80 } 40.30	2,275.30	

和歌山県告示第366号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

橋本市

2 都市計画事業の種類及び名称

橋本都市計画下水道事業 橋本市公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和59年3月13日

至 平成34年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成17年和歌山県告示第930号及び平成26年和歌山県告示第331号の事業地のうち、和歌山県橋本市古佐田一丁目を削る。

(2) 使用の部分

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号及び平成26年和歌山県告示第331号の事業地に和歌山県橋本市神野々字堤外及び字川尻を加える。

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号及び平成26年和歌山県告示第331号の事業地のうち、和歌山県橋本市神野々字谷中垣内、字東石田、字西石田、字東深ヶ、字折戸、字尾崎、字大門、字柳下、字西竹鼻、字東竹鼻、字竹ノ垣内、字上長尾、字行合板、字東之段、字中山、字西ノ段、字垣之内、字下戸津井、字東光寺ノ段、字西下場、字穴伏谷、字上穴伏谷、字下長尾、字池田垣内、字風呂之上、字下場、字極楽寺、字西深ヶ、字堀内垣内、字森田垣内及び字戈之神、岸上字井ノ上及び字殿畑ヶ、市脇一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、字石谷、字南ノ丁、字奥垣内及び字牛谷、東家一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、字東畑、字中山、字樋ノ下奥、字上小平、字下小平及び字西畑、古佐田二丁目及び字尾垣内、妻一丁目、字山添、字大林及び字西林、野字城之内、字上井手及び字上ノ島、柏原字大道、字久保、字梅貝、字井ノ尻及び字西ノ芝、隅田町河瀬字池之内、字滝名及び字堂廻り、下兵庫字中野、字獵師、字中田、字山副、字久保、字中山及び字平田、上兵庫字風呂谷、字塚田、字田中谷、字山添、字門口及び字谷田、中島字栗坪、字門田、字高橋、字丁ノ坪、字宮ノ前及び字高尾添、垂井字女房坪、字東鳥井、字死手谷、字池之内、字笹ヶ谷、字岩倉及び字堂ノ本、霜草字高尾、字東山、字打樋谷、字堂山及び字堂ノ浦、山内字小田及び字小原、隅田町中下字西川、隅田町芋生字大両田、小峰台一丁目、原田字山ノ谷、字長平及び字峰ヶ芝、小原田字越部、字滝之下及び字下川、御幸辻字下久保、字林臺、字下栗坪、字上栗坪、字中森垣内及び字ヲサ垣内、橋谷字田宮臺内、字森脇、字前臺、字竹ノ羽場、字宮ノ前及び字上河原、慶賀野字下垣内、字坂垣内、字慶賀野台、字西川、字上ノ平及び字笹尾並びにあやの台一丁目及び二丁目を削る。

和歌山県告示第367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

橋本市

2 都市計画事業の種類及び名称

高野口都市計画下水道事業 高野口町公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和60年2月7日

至 平成34年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和60年和歌山県告示第79号、昭和63年和歌山県告示725号、平成2年和歌山県告示213号、平成3年和歌山県告示第873号、平成6年和歌山県告示第637号、平成8年和歌山県告示第964号、平成12年和歌山県告示829号及び平成17年和歌山県告示1218号の事業地のうち、和歌山県橋本市高野口町名倉字戸岩田、字城跡、字宮田、字宮田尻、字西町南脇、字市場北脇、字市場南脇、字大東、字垣之花、字東大木ノ芝及び字西大木ノ芝、高野口町名古曾字尾崎、字寺田坪、字宮ノ下、字脇ノ田、字平六、字上の段、字高尾、字竹鼻、字的場、字滝ノ井、字城ノ越、字福島、字三反田、字丹生ノ下、字三味尾、字住吉坪、字横道、字町田、字瓦田、字芝崎、字久原、字松ノ本、字梨本、字市坪、字一ノ戸、字貝添、字柱貝、字大石、字引尻、字蜂ノ下、字茶屋辻及び字樋口、高野口町小田字井西、字辻脇、字浦、字水落、字中島、字野々本、字町島及び字柳、高野口町向島字明光、字道王、字下降子、字松ノ本、字中島、字上島及び字川尻、高野口町大野字大嶋、字茶屋ノ内、字上島田、字島田、字上新田、字中嶋、

字柳坪、字森之脇、字西ノ島、字北田、字住吉下、字下島田、字森之脇、字宮之小路、字薬師壺、字上智山及び字浦島、高野口町伏原字田淵、字池尻、字北垣内、字越ヶ坪、字上ノ段、字北本郷、字飛田、字池田、字廣田、字角門、字餅田、字穴田、字堀ヶ田、字谷尾、字里神、字浦之段、字野中、字堂前、字大門、字南本郷、字塙田、字浦島、字内川田、字内新田、字外新田、字農中、字堂後、字堂西、字野縄、字勘田、字市道、字塚田及び字小井手並びに高野口町応其字丁通り、字東田、字居垣内、字山際、字中谷、字庵寺峯及び字平山を削る。

(2) 使用の部分

平成6年和歌山県告示第637号及び平成20年和歌山県告示第1277号の事業地のうち、和歌山県橋本市高野口町伏原字飛田、字池田、字農中、字野中、字堂前及び字勘田、高野口町名倉字北山四ノ切、字北山五ノ切、字田原谷下ノ切及び字田原谷上ノ切並びに高野口町名古曾字尾崎を削る。

和歌山県告示第368号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

由良町

2 都市計画事業の種類及び名称

由良都市計画下水道事業 由良町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成15年3月24日

至 平成36年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

和歌山県告示第369号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

3 収納代理金融機関の表中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

和歌山県告示第370号

平成30年和歌山県告示第122号（会計管理者の権限に属する事務の一部の委任等）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文別表第1の10の項中「地域振興部の主幹（会計担当）」を「各部の副部長」に改め、同表12の項を次のように改める。

出納員名	委任事務
12 東京事務所の出納員	(1) 東京事務所の所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。 (2) 東京事務所の所掌事務に伴う戻出に関すること。 (3) 東京事務所の所掌事務に伴う支出負担行為の確認及び支出（戻入を含む。）に関すること。 (4) 東京事務所の所掌事務に伴う歳入歳出外現金の払渡しに関すること。 (5) 東京事務所の所掌事務に伴う歳出の支出若しくは歳入の戻出の命令又は歳入歳出外現金の払渡しの命令を受け小切手を振り出し、又は公金振替書を指定金融機関に交付すること。 (6) 東京事務所の所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。 (7) 東京事務所において取り扱う物品を出納し、及び保管すること。

訓 令

和歌山県訓令第7号

商 工 観 光 労 働 部
和歌山県公営競技事務所

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成18年和歌山県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第6項」の次に「及び第3条の3第3項」を加える。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の週休日は、4週間を通じ8日の範囲内で所長が定める日とする。ただし、再任用短時間勤務職員の週休日は4週を通じ16日の範囲内で所長が定める日とする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第8号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令
和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。
別記第3号様式中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

和歌山県訓令第9号

庁中一般
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第5号中「受入れ及び」及び「受入金更正、受入項目訂正、」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第10号

庁中一般
各 かい
各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1特定の者から購入する物品で集中調達しがたいものの項中「授産施設等」を「障害者支援施設等」に改める。

別表第2那賀振興局の項中「水産試験場内水面試験地」を「水産試験場内水面試験地 農作物病害虫防除所 農作物病害虫防除所紀の川駐在」に改め、伊都振興局の項中「笠田高等学校 紀の川高等学校」を「笠田高等学校」に改め、有田振興局の項中「果樹試験場」を「果樹試験場 農作物病害虫防除所有田川駐在」に改め、日高振興局の項中「畜産試験場養鶏研究所」を「畜産試験場養鶏研究所 農作物病害虫防除所みなべ駐在」に改める。

別記第2号様式中「要求番号」を「依頼番号」に改める。

別記第16号様式中「調達番号」を「発注番号」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年3月30日

和歌山県住宅供給公社理事長 下 宏

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び第2に掲げる県営住宅等
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

- (1) 2で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地並びに長山団地に係る管理の内容
 - ア 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による県営住宅等の管理
 - イ 県営住宅等の修繕に関する業務その他アに付随する業務
- (2) 2で定める県営住宅等のうち、（1）に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容
 - 和歌山県営住宅条例第4条に規定する入居者の募集及び同条例第9条第1項に規定する抽選に関する業務
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
 - 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで